

○大野市中小企業資金融資要綱

平成23年4月28日

告示第84号

改正 平成23年5月25日告示第109号

平成25年2月25日告示第21号

平成25年5月20日告示第99号

平成25年12月4日告示第154号

平成27年3月23日告示第67号

平成28年3月30日告示第72号

平成30年3月9日告示第45号

令和2年2月6日告示第22号

令和2年3月31日告示第130号

令和2年9月4日告示第250号

令和3年3月31日告示第136号

令和4年9月28日告示第208号

大野市中小企業資金融資要綱（平成13年告示第33号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、中小企業者に対し資金融資を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第3号に規定する中小企業等協同組合及び同項第8号に規定する商店街振興組合
- (2) 取扱金融機関 この要綱で定める資金に関する融資等の取扱いを行うことができる金融機関で、市長が指定するもの
- (3) 預託金 市が融資に必要な金額を契約により取扱金融機関に預ける資金
- (4) 協調 取扱金融機関と契約した預託金に、契約に定める倍数を乗じること。

(融資金の種別)

第3条 融資金の種別については、次に掲げるところによる。

(1) 商工業振興資金

(2) 経営安定資金

ア 資金繰り改善資金

イ 借換え資金

(3) 元気企業支援資金

(4) 経営向上支援資金

ア 経営革新・改善、異業種進出資金

イ 労働環境改善・環境設備整備資金

(預託と協調融資)

第4条 市は、予算の範囲内で取扱金融機関に預託金を預託し、取扱金融機関は、市と協調した金額をもって融資するものとする。

2 前項による預託金の預託期間は、市長と取扱金融機関が契約した日から当該年度の取扱金融機関の最終取扱日までとする。

(融資対象者)

第5条 融資を受けようとする者（法人の場合は、代表者を含む。）は、大野市税を完納しており、かつ、別表第1に掲げる融資の目的、融資対象者及び資金使途の条件を満たすものとする。

(融資条件)

第6条 融資の条件は、別表第2のとおりとする。

(融資金の重複貸付)

第7条 融資金は、他の種別の融資金と重複して貸し付けることはできない。ただし、商工業振興資金との重複については、この限りでない。

2 同一種別の融資金は、同一年度内において繰り返し貸し付けることはできない。

3 この制度により融資を受けている者のうち、融資残高が3,000万円を超えるものに対しては、いずれの融資金も新たに貸し付けることはできない。

(融資金の利率)

第8条 融資金の利率は、別表第3のとおりとする。

(償還方法)

第9条 融資金の償還方法は、それぞれ割賦による元金均等償還とする。ただし、商工業振興資金の運転資金（短期）については、一時償還とする。

（融資手続）

第10条 融資を受けようとする者（以下「融資申請者」という。）は、大野市中小企業資金融資申込書（様式第1号。次頁において「申込書」という。）に大野商工会議所経営指導員の意見を付し、次に掲げる書類を添付して、金融機関に提出しなければならない。

- (1) 設備資金にあつては設計書、見積書、仕様書、図面等
- (2) 大野市税の完納を証する納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申込書には、前項各号に定めるもののほか、次の各書類を添付しなければならない。

(1) 経営安定資金

ア 資金繰り改善資金

売上・売上総利益率減少にかかる証明書（様式第2号）

イ 借換え資金

借換えを予定している資金の借入残高証明

(2) 元気企業支援資金

創業プラン作成シート（大野商工会議所指定のもの）及び創業・再挑戦計画書（福井県信用保証協会指定のもの。ただし、同協会の保証申込の場合に限る。）

(3) 経営向上支援資金

ア 経営革新・改善、異業種進出資金

大野商工会議所の事業計画認定書、事業計画書（大野商工会議所指定のもの）

イ 労働環境改善・環境設備整備資金

大野商工会議所の事業計画認定書、事業計画書（大野商工会議所指定のもの）

（融資決定の取消し等）

第11条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資決定を取り消し、融資金の一時償還を請求することができる。

- (1) 資金を他に転用したとき。
- (2) 正当な理由がなく、工事等が著しく遅延し、完成の見込みがないとき。
- (3) 融資対象物件を他人に転貸したとき。

(4) 正当な理由なく、融資金の償還を怠ったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(完了届)

第12条 融資を受けた者は、融資対象物件の設置、改装及び改善を完了したときは、速やかに中小企業資金融資施設等整備完了届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(報告)

第13条 取扱金融機関は、融資申請者に融資をしたときは、中小企業資金等融資状況報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、償還方法を変更したときは、その都度市長に報告しなければならない。

(融資状況調査)

第14条 市長は、この要綱による融資について、取扱金融機関に対し融資状況その他の事項について調査することができる。

(期中支援)

第15条 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、福井県信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、福井県信用保証協会に対して業況報告書（様式第5号。以下この条において「報告書」という。）を提出するものとする。この場合において、特別な事情により取扱金融機関が報告書を提出しなかった場合、取扱金融機関は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時に、福井県信用保証協会に対して、その理由を記載した書面を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取扱金融機関は、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき、又は融資に係る保証申込の受付日が平成30年4月1日以降であるときは、報告書を提出しないものとする。

(期中管理)

第16条 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）の特定中小企業者であって、福井県信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

2 取扱金融機関は、半年に一度、セーフティネット保証4号業況報告書（様式第6号）により、福井県信用保証協会に対して、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

3 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

4 取扱金融機関が、本条第2項の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、現に改正前の大野市中小企業資金融資要綱の規定により融資を受けている者に係る融資金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年告示第109号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年5月25日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成23年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、現に改正前の大野市中小企業資金融資要綱の規定により融資を受けている者に係る融資金については、なお従前の例による。ただし、改正後の第15条の規定は、平成23年6月1日以後の福井県信用保証協会への保証申込受付分から適用し、同日前の保証申込受付分については、なお従前の例による。

附 則（平成25年告示第21号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際現にこの要綱による改正前の大野市中小企業資金融資要綱の規定により融資を受けている者に係る融資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年告示第 99 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際現にこの要綱による改正前の大野市中小企業資金融資要綱の規定により融資を受けている者に係る融資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年告示第 154 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 12 月 13 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の大野市中小企業資金融資要綱の規定により融資を受けている者に係る融資金については、なお従前の例による。ただし、改正後の第 15 条の規定は、平成 25 年 9 月 20 日以後の申請分から適用する。

附 則（平成 27 年告示第 67 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 72 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の大野市中小企業資金融資要綱の規定により融資を受けている者に係る融資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年告示第 45 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 22 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 6 日から施行する。

（失効）

2 改正後の大野市中小企業資金融資交付要綱別表第1ただし書の規定は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年告示第130号）

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

附 則（令和2年告示第250号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大野市中小企業資金融資要綱別表第1及び様式第2号の規定は、令和2年6月1日から適用する。

附 則（令和3年告示第136号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第208号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の大野市中小企業資金融資要綱の規定により融資を受けている者に係る融資金については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

商工業振興資金	目的	事業推進に必要な資金の融資を行うことにより、中小企業の経営の安定化と合理化を図ることを目的とする。	
	融資対象者	市内において、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	
	資金使途	運転資金及び設備資金	
経営安定資金	資金繰り改善資金	目的	近年の経済情勢により、売上高又は売上総利益率に減少が生じ資金繰りが悪化している中小企業者に資金を融資することにより、経営の安定を図ることを目的とする。
		融資対象者	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者であって、最近3か月の売上高が前年同時期の3か月の売上高と比較して10パーセント

			以上減少している中小企業者、又は最近3か月の売上総利益率が前年同時期の3か月の売上総利益率と比較して5パーセント以上減少している中小企業者とする。
		資金使途	運転資金
借換え 資金	目的		借入れがある中小企業者に資金を融資することにより、既借入金の返済負担額の軽減を図ることを目的とする。
	融資対象者		借入れ（福井県信用保証協会の保証付きに限る。また、市制度融資以外の借入れについては、融資を受けようとする金融機関以外のものは不可とする。）があり、借換えを予定している中小企業者
	資金使途		運転資金
元気企業支援 資金	目的		意欲的な中小企業の創業を促進し、市の産業の発展に寄与することを目的とする。
	融資対象者		市内において新たに中小企業者として事業を開始しようとする者で、次の各号に該当するもの。 (1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始しようとする具体的な計画を有する中小企業者 (2) 事業を営んでいない個人であって、3月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する中小企業者 (3) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業を開始した日以後1年を経過していない中小企業者
	資金使途		運転資金及び設備資金
経営向上 支援 資金	経営革新・ 改善、異業	目的	経営革新や経営改善、異業種進出を行うために必要な資金を融資することにより、中小企業の経営革新や改善を図り、また、異業種進出の一助と

種進出 資金	融資対象者	<p>することを目的とする。</p> <p>市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者であって、経営革新・事業改善計画又は異業種進出計画（大野商工会議所の認定が必要）を策定し、当該計画に基づいて事業を行おうとする中小企業者</p>
	資金使途	<p>運転資金及び設備資金</p>
労働環境改善・環境設備整備資金	目的	<p>就業環境及び福利厚生施設の設置に必要な資金、環境整備のために設備の設置及び改善に必要な資金を融資することにより、働きやすい職場環境の実現へ向けての取組みの促進と環境保全のための整備促進を図ることを目的とする。</p>
	融資対象者	<p>市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者であって、労働環境改善計画又は環境設備整備改善計画（大野商工会議所の認定が必要）を策定し、次の各号のいずれかに該当する設備等の整備を進める中小企業者</p> <p>労働環境整備にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための施設改善（空調、防熱壁、防音壁等の整備）</li> <li>(2) 作業方法を改善するために必要な設備の導入（OA化、助力装置、遠隔装置等の整備）</li> <li>(3) 福利厚生施設（宿舎、食堂、保育施設、更衣室等）</li> <li>(4) その他前3号に準ずるもの</li> </ol> <p>環境設備整備にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(5) 汚水又は廃液を処理するための設備</li> <li>(6) 水の循環利用設備</li> <li>(7) 廃業廃棄物処理施設及びこれに付属する設備</li> </ol>

		(8) ISO認証取得のための設備の設置及び改修 (9) 太陽エネルギー等新エネルギーの利用を図る設備の設置(生産工程へのソーラーシステム装置の導入等) (10) 騒音及び大気汚染等公害防止設備の設置 (11) その他前第5号から第10号までの各号に準ずるもの
	資金使途	設備資金

別表第2 (第6条関係)

貸付範囲			貸付限度額	据置期間	償還期限
資金の名称等					
商工業振興資金	運転資金 (短期)	1件につき 1,000万円まで			1年以内
	運転資金 (長期)	1件につき 2,000万円まで	1年以内		7年以内
	設備資金	1件につき 2,000万円まで			
経営安定資金	資金繰り改善資金	1件につき 3,000万円まで	1年以内		7年以内
	借換え資金	1件につき 3,000万円まで	1年以内		7年以内
元気企業支援資金	運転資金	1件につき 500万円まで	1年以内		7年以内
	設備資金	1件につき 1,000万円まで	1年以内		10年以内
経営向上支援資金	経営革新・改善、異業種進出資金	1件につき 2,000万円まで	1年以内		7年以内
		設備資金	1年以内		10年以内
		1件につき 2,000万円まで			
	労働環境改	設備資金	1年以内		10年以内

善・環境設備 整備資金	2,000万円まで
----------------	-----------

備考 運転資金及び設備資金の融資を同時に受ける場合の貸付金額の限度額は、  
商工業振興資金については、2,000万円まで、元気企業支援資金について  
は、1,000万円まで、経営向上支援資金については、2,000万円まで  
とする。

別表第3（第8条関係）

資金種別		利率		担保保証	
商工業振興資金	運転 (短期)	1年	福井県中小企業育成資金 (一般)の利率に準じる。	金融機 関指定	
	運転 (長期)	5年	福井県中小企業育成資金 (一般)の利率に準じる。		
	設備	7年	上記+0.2%	保証協 会	
経営安 定資金	資金繰り改善 資金	運転	5年	福井県中小企業育成資金 (一般)の利率に準じる。	保証協 会
		7年	上記+0.2%		
	借換え資金	運転	5年	福井県中小企業育成資金 (一般)の利率に0.4% 加算した率	保証協 会
		7年	上記+0.2%		
元気企業支援資金		運転 設備	福井県開業支援資金(有担保)の 利率に準じる。	金融機 関指定	
経営向上 支援資金	経営革新・改 善、異業種進 出資金	運転 設備	福井県中小企業育成資金(一般) の利率に準じる。	原則保 証協会	
	労働環境改 善・環境設備 整備資金	設備			